

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和7年6月20日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

1 届出事項の概要

- （1）届出者の氏名又は名称 DCM株式会社
- （2）大規模小売店舗の名称及び所在地 DCMホームック北上藤沢店 北上市藤沢20地割36番地1ほか38筆
- （3）変更した事項 大規模小売店舗の名称
- （4）変更の年月日 令和4年9月1日
- （5）変更の理由 大規模小売店舗の名称の変更のため

2 届出年月日 令和7年6月3日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所